

5. 九正九年申ニ出張ニ決ルキ事金ヲ支
給スル事ナク。

備考.

従来、本工場ニ於テハ、男工全部ニ決
算額ヲ決定セズ、年次末ニ於テ、年
利益ノ多寡ニ依リ、算額ノ決定シ
支給スル事ナリ。又、月給制有リ。改メ
ルニテ、要額ニ依リテ。

以上。

要 求 案. 11. 29.
萬朝報社(文選及植字職工)

1. 夜間規定時午後12時以後ノ手当
ヲ現在ノ倍額ニテナク
- (従来、手当ハ、30分ニ付テ 20銭)
2. 居残午前12時半後ニ及リ、時ハ、50分
ノ半代ヲ支給スルナク。
3. 本要求ハ、11月1日ヨリ実施スル。

10年12月2日。

1. 全職工解雇ニ対シ復職ヲ希望。
2. 解雇手当要求。
以上。

解 決 案 10. 12. 1.

1. 拒絶。
2. 午前12時後ノ居残者ハ、30分
ニ、20銭ヲ増額スル。
3. 拒絶。

10. 12. 4.

1. 52名復職ヲ承諾。
2. 解雇者18名ニ対シ、最高220円、
最低50円、外ハ一人30円ノ11名。